

東近江行政組合公平委員会議事規則

(昭和53年1月24日)
(中部地域消防組合公平委員会規則第1号)

改正 平成3年3月1日 公平委規則第1号
平成10年3月31日 公平委規則第1号
平成17年5月27日 公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17公平委規2・一部改正)

(会議)

第2条 公平委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

(定例会)

第3条 定例会は毎月1回開催することを例とし、開催の日は委員長がその都度定める。ただし、委員長において開催の必要がないと認める場合は開催しないことができる。

(臨時会)

第4条 臨時会は、委員長が必要があると認めたとき又は委員の請求があつたとき委員長が招集する。

2 臨時会を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、出席委員の過半数の同意によつて公開することができる。

(平17公平委規2・一部改正)

(幹事)

第6条 事務職員は幹事として会議に出席する。

(議事日程)

第7条 議事日程は幹事が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第8条 法第11条第4項の議事録は、幹事が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を経て確定する。

(平17公平委規2・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日公平委規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年5月27日公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。